

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○道路の区域変更（2件）	（道路課） 1
○道路の供用開始（2件）	（ 〃 ） 1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	（6・23揭示） 1
○平成23年度職業訓練指導員試験の実施（雇用労働政策課）	2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
その他	
○平成23年度行政書士試験の実施（法務課）	2

## 告 示

### 高知県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市入河内字長山44番20	前	24.2 26.1	28
	後	24.2 35.4	28

安芸市奈比賀字北平1745番5から 安芸市奈比賀字北平1745番6まで	前	4.8 8.4	54
	後	13.0 17.3	54

### 高知県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字保木山乙5270番から 高岡郡佐川町字土居ノ外乙1270番1まで	前	3.3 9.6	113
	後	4.1 24.0	66
高岡郡佐川町字土居ノ外乙1271番2から 高岡郡佐川町字土居ノ外乙1267番5まで	前	4.1 24.0	66
	後	4.1 24.0	66

### 高知県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市入河内字長山44番20	108	平成23年7月5日
安芸市奈比賀字イノ久628番1から 安芸市奈比賀字北平1745番6まで	153	平成23年7月5日

### 高知県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町字土居ノ外乙1271番2から 高岡郡佐川町字土居ノ外乙1267番5まで	50	平成23年7月5日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年6月23日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年6月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年6月23日	特定非営利活動法人高知おひろめプロジェクト	林 幹郎	高知市南久万84番9号 めぞん太陽 I 201号	高知県は東西に広く、まだまだ知られていない素晴らしい魅力（食・自然・人材など）が埋もれている。こういった魅力は活用の仕方次第で、高付加価値商品になりうる財産である。この法人では、まだまだ多く埋もれているこれらの魅力を掘り起こすだけでなく、利活用、外商していき、こうちのお宝を発信していくことを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成23年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 試験の免除  
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
- 受験資格
  - 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。
  - (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 成年被後见人又は被保佐人
  - 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 試験日時  
平成23年9月11日（日）午前10時から
  - 試験場所  
高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター
  - 受験手続
    - 受験申請書類
      - 受験申請書
      - 履歴書
      - 受験資格を証する書類の写し
      - 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載し、受験申請書及び写真票に貼り付けること。）2枚
    - 受験申請書類の提出期間  
平成23年8月1日（月）から同月19日（金）まで  
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成23年8月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。
    - 受験申請書類の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県商工労働部雇用労働政策課
    - 受験手数料  
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。）  
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。
    - 受験票  
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。
  - 合否判定の基準  
学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
  - 合格発表  
平成23年10月3日（月）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。  
また、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>）において、合格者の受験番号を公表する。
  - その他
    - 受験申請書は、高知県商工労働部雇用労働政策課において交付する。
    - 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、

140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県商工労働部雇用労働政策課に申し込むこと。  
(3) 受験手続等について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成23年7月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年9月26日 19高幡土第3号	幡多郡黒潮町佐賀字白石続云山3380番2ほか	幡多郡黒潮町入野2019番1 黒潮町長 大西勝也

そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成23年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成23年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久

- 試験期日  
平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで
- 試験場所  
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 試験の科目及び方法
  - 試験の科目
    - 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
    - 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
  - 試験の方法
    - 試験は、筆記試験による。

<p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。</p> <p>なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター 受験願書と併せて配布する封筒(宛先は、印刷済み)により簡易書留郵便で郵送すること(平成23年9月2日付けの消印のあるものまで受け付ける。)</p> <p>ウ 提出書類 受験願書一式</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。</p> <p>オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>(ア) 郵送配布</p> <p>a 配布期間 平成23年8月1日から同月26日(金)まで</p> <p>b 配布請求方法 郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次の宛先に郵送で請求すること(平成23年8月26日までに必着すること。)</p> <p>名称 財団法人行政書士試験研究センター 住所 郵便番号100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留</p> <p>(イ) 窓口配布</p> <p>a 配布期間 平成23年8月1日から同年9月2日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>b 配布場所</p> <p>(a) 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内</p>	<p>高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成23年8月1日午前9時から同月30日(火)午後5時まで</p> <p>なお、受付期間の最終日(平成23年8月30日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日(平成23年8月30日)は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<a href="http://gyosei-shiken.or.jp">http://gyosei-shiken.or.jp</a>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済のみとなること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとなること。</p> <p>(ウ) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の「試験に関する問い合わせ先」に相談すること。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時 平成24年1月30日(月)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び財団法人行政書士試験研究センター</p>	<p>のホームページ(<a href="http://gyosei-shiken.or.jp">http://gyosei-shiken.or.jp</a>)に登載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-5251-5600</p>
---	--	--